

Title	中国におけるメディアと「党-国家-社会」： 一九八〇年代「新聞法」の制定をめぐって
Sub Title	Media and "party-state-society" in China : the legislation of "xinwenfa" in 1980s
Author	林, 秀光(Lin, Xiuguang)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.12 (2010. 12) ,p.279- 316
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小此木政夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101228-0279">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101228-0279</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中国におけるメディアと「党—国家—社会」

——一九八〇年代「新聞法」の制定をめぐる——

林 秀 光

- 一 問題の所在
- 二 共産党保守勢力にとつてのメディア
  - 1 法制化反対の立場
  - 2 「党性と人民性」をめぐる論争
- 三 「新聞法」制定の背景
- 四 「新聞法」制定に関するメディア界の主張
  - 1 意見表出の場とアクター
  - 2 党によるメディアのコントロールをめぐる
  - 3 民間メディアの創設要求
  - 4 メディアを管轄する政府機構の設立要求
- 五 「新聞法」制定の主導権をめぐる攻防
  - 1 胡喬木と胡績偉の意見対立
  - 2 「新聞法研究室」の存続をめぐる攻防
  - 3 国務院新聞出版署の成立
  - 4 三つの「新聞法」草案と趙紫陽のメディア改革
- 六 おわりに

## 一 問題の所在

中国のメディアは政治権力の監督と抑制という、本来メディアが担うべき役割を果たすことなく、理論的、組織的、経済的に政党や国家権力と癒着の関係にあり、それ自身が政治権力の一部分に組み込まれている。メディアは中国共産党（以下、中共）の公式見解では共産党と人民の代弁者（「喉と舌」と位置づけられているが、実質的には共産党のプロパガンダの道具である。組織的には現在イデオロギーの宣伝と統制を行う組織である「中共宣伝部」（以下、中宣部）と国家機関である「国家新聞出版総署」の二重指導を受けている。そして、メディアは共産党と国家のコントロール下におかれる見返りとして、その運営は政府からの財政拠出に依存している。このように、中国におけるメディアと「党—国家—社会」の特殊な関係が存在しているにもかかわらず、その相互作用またはこのような関係が内包あるいは構築する中国の政治社会の特色について、ほとんど研究がなされてこなかった。<sup>(1)</sup>

本研究でとりあげる「中華人民共和国新聞法」(以下、「新聞法」)の制定は、一九八九年の天安門事件をきっかけに棚上げされ、今日まで実現されていない。<sup>(2)</sup> 八〇年代は文化大革命(以下、文革)の混乱を経て「党—国家—社会」関係の再構築をめぐる改革勢力と保守勢力が強く拮抗した時代であった。八〇年代の約一〇年間の「新聞法」の制定を目指した動きは、メディアが本来あるべき姿に回帰し、政治権力とりわけ共産党のコントロールから離脱しようとするメディア界の試みであった。ひいては、中国メディアの新たな出発を予感させ、メディア史における一つの転換点になりうる動きであった。しかしこの過程に関しては、公開資料が限られていることと、それ自身の敏感な性質から研究対象として扱われることは皆無であり、当時の関係者の著述において触れられる程度である。<sup>(3)</sup>

中国のメディアを研究する際、筆者はその特質から「国家—社会」関係という枠組みではそれを十分に捉えることができず、むしろ「党—社会」関係あるいは「党—国家—社会」関係の枠組みがその分析に適切であると考える。本研究は、筆者が入手した「新聞法」制定の過程で刊行された内部資料や近年になって出版された関係者の回顧録を活用し、かつ関係者へのインタビューを通して、「党—国家—社会」の関係規定をめぐる保守と改革の両勢力のせめぎあいをイデオロギーと組織構造から検討し、中国のメディアと「党—国家—社会」の関係を考察してみた。

## 二 共産党保守勢力にとってのメディア

### 1 法制化反対の立場

一九八〇年八月に鄧小平が「党と国家領導制度の改革」の談話を発表した際、中国の知識界は「政治改革の春がきた」と呼応した。そして、「新聞法」の制定を求める提案がなされた全国人民代表大会（以下、全人代）と全国政治協商会議（以下、全国政協会議）もこのような時代の雰囲気の中で開かれた。実際、この時期に政治改革を求める議論が多数出現した。しかし、時を前後して、七月にポーランド事件が生じ、党内ではそれに対する反応が示された。鄧小平と胡耀邦は、「ポーランド人民の闘争はソ連の覇権主義に対するものであり、正義であるため、ソ連は今回出兵できなかつた。ポーランド事件が我々に与える啓示は、改革を堅持しなければならぬ」ということである。また、中国ではポーランド事件のようなことは起こらない」と党内部の会議で発言し、冷静に対応するという姿勢を示した。<sup>(4)</sup>

しかし、中国国内では改革開放政策が最優先課題として進められ、農村において私営企業が出現し、共産党員

が労働者を雇って働かせるなど、社会主義の根本が揺るがされる事態も生じていた。こうした事態に対して、「四つの基本原則」を守ろうとする保守勢力は警鐘をならした。同年九月二四日、胡喬木は胡耀邦に長い手紙を書き、中国においてポーランドのような事件の発生を防ぐ対策を講じるように求めた。<sup>(5)</sup> 当時の中宣部長王任重はポーランド事件が政治事件であると認識し、鄧小平の『党と国家領導制度の改革』を宣伝しないように指示した。また、陳雲は「経済工作がうまくいかないと『船がひっくり返る』(共産党政権がひっくり返されるという意味)、宣伝工作がうまくいかないと、『船もひっくり返る』ぞ」と警告した。<sup>(6)</sup> つまり、陳雲は政治改革についての過大な宣伝は社会の過度な民主的な要求を引き起こし、民間の民主を求める力が機を捉えて成長し中共の指導的地位に挑戦してくるのを危惧したのである。<sup>(7)</sup>

こうした保守勢力の攻勢を受けて、同年一二月二五日、鄧小平は中央工作会議において、陳雲の言葉を引用し、党の政治思想工作を強化・改善すべきであると強調した。しかし、この講話のなかで鄧小平は、党内において注意を喚起する指示を出すとしたが、非合法組織の活動と出版物の刊行を禁止する条例や法令は全人代常務委員会または國務院が出すべきである、と指示した。とりわけ、鄧小平は「この闘争は政治闘争であるが、しかし必ず法律範囲で行われなければならない」とその法制化を強調した。<sup>(8)</sup>

その直後に胡耀邦が率いる中共中央書記処は、胡喬木の指導のもとで起草された非合法組織と出版物の取り締まりに関する暫定条例を否決し、「結社法」と「出版法」の制定を行うことを決定した。<sup>(9)</sup> 胡喬木は八一年一月二四日に鄧小平、陳雲、胡耀邦と彭真宛にこの問題に関する手紙を出した。そのなかで胡喬木は、鄧小平と陳雲の度重なる指示、とりわけ鄧小平の中央工作会議での講話をうけて作成した文件が否決されたことに不安を覚える、と不満をもらした。その上で、「非合法組織と出版物に対処する活動は目下の階級闘争における非常に緊迫した問題である」とし、「『結社法』や『出版法』の制定といった類の対策に頼ろうとしているが、この種の法律は短

期的に制定できるものではない」との認識を示した。さらに、現在ある条例によって登記させても、「その結果、われわれがこれらの反党反社会主義（者）に隙を突かれても気づかない可能性もある」と強調した。<sup>(10)</sup>

鄧力群は、この手紙を読んだ陳雲が胡喬木と鄧力群を呼んで、次の談話を行ったことを明らかにしている。<sup>(11)</sup> 陳雲は「なんとしてもすべての秘密または非公開の組織と出版物の登記をさせてはならない、それらを非合法的な地位に処し、その活動を禁止する」と述べた。鄧力群は陳雲の談話によって、八一年二月二〇日の「關於処理非法刊物非法組織和有関問題的指示」が制定されたとし、これは中共第一二回党大会（以下、一二全党大会）以前の重要な事柄であったと記している。

また、鄧力群は未刊本の自著においても、陳雲が次のことを話したと回顧している。すなわち、「解放前の国民党統治時代において、われわれは地下工作をしていた。当時われわれは進歩的な刊行物を出版したが、さまざまな名義を用いて登記して出版した。何期か出版すると、国民党はそれが共産党の刊行物であることに気づき、発禁処分にした。しかし、発禁後にわれわれはまた別の名義で登記し出版をした。いま、もしわれわれが非合法組織の登記を認めれば、彼らもこの種の方法でわれわれに向かってくるであろう。簡単かつ有力な方法は、非合法組織の登記を許さないことで合法的地位を持たない状態に置くことである」<sup>(12)</sup>。

非合法組織と出版物に対して、鄧小平が言った法律範囲で対処するという文脈であれば、中共中央書記処での「結社法」と「出版法」の制定提起も正当であったといえる。しかし、現実にはこのような保守勢力の論理が働いて、法律ではなく、八一年一月二十九日に中共中央の文件として「關於当前報刊、新聞、廣播宣傳方針的決定」が公布された。同決定は、「新聞、雑誌、ニュース、ラジオとテレビはわが党が政治思想工作を行う重要な武器である」とし、メディアは「政治的に中央と無条件に一致させなければならない」と強調した。<sup>(13)</sup> つづいて、二月二〇日に、中共中央と國務院が共同で「關於處理非法刊物非法組織和有関問題的指示」を公布し、非合法組織と

出版物のいかなる形式での合法化と公開化も許さない、またいかなる形式での職場間、部門間または地域間の連携も許さないとする二つの総方針を示した。<sup>14)</sup>

このように、党内の保守勢力は、党と社会を対立したものと捉え、メディアが社会をコントロールするツールの一つとして考えた。それゆえ、法制化による社会またはメディアの自律化を阻止しようとしたのである。

## 2 「党性と人民性」をめぐる論争

胡喬木と胡績偉の「党性と人民性」をめぐる論争は、つまるところ、中共支配下のメディアが党のものなのかそれとも人民のものなのかについての論争であった。

中国のメディアは共産党の絶対的な指導を受けてきた結果、五〇年代から八〇年代までのメディアは「満紙荒唐言、浸透人民泪」（紙面はうそで埋め尽くし、人民の涙が染み込んでいる）とし、その歴史を振り返れば耐え難い羞恥を覚えると当時の新華社記者は回顧している。<sup>15)</sup>これはある意味で良識あるメディア人の共通した思いであったといえよう。メディア界は、文革終了後、それまで党の絶対的な指導を受け入れ、共産党の起こしたさまざまな政治運動に加担してきたことを反省していた。

七九年に『人民日報』総編集長であった胡績偉による「党性と人民性」問題の提起は、まさにそうしたメディア界の懺悔と反省の中で行われたものであったといえる。

同年三月、全国新聞工作座談会での報告において、胡績偉は「党報が党に責任を持つことは人民に責任を持つことと一致している」、「党委が党報を指導し人民の声を反映させ、人民の願いを反映させることによって、人民の『喉と舌』となる。これがまさに党性の表れである。人民性を離れては根本的にわが党の党性を論じることはできない」と述べた。この報告をうけて、会議で激しい議論になったが、会議の総括を行った胡耀邦は「党の根

本的な性質から言うと、党性と人民性は融合しており、党性はつまり人民性である」と発言し、胡績偉の意見に賛同した。また、九月に胡績偉は中央党校でも報告を行い、「メディアの党性と人民性は統一しているものである」と持論を展開した。<sup>(16)</sup>

胡績偉の議論に対して、胡喬木は八一年一月二三日に自らが院長を兼任する中国社会科学院の党委員会拡大会議において批判を開始した。胡喬木は「民主と領導を対立させ、党性が人民性に起源する、党性が人民性の集中的表現であり、人民性がなければ党性もないとまで言われているが、信じられないことに、この種の奇談怪論は相当地に流行している。これは社会科学界の羞恥だ」と述べた。<sup>(17)</sup>

この時期、胡喬木は党内でイデオロギーとプロバガンダを主管していた。一党独裁の社会主義国家において、イデオロギーとプロバガンダを主管するイデオロギーは、党のイデオロギーの解釈権と裁判権を掌握し、政治的につよい発言権を持つ。また、組織面でもメディアと出版部門、社会科学の研究部門を掌握する。さらに、胡喬木のようなイデオログは実務経験がないものの、彼らによって維持される旧来の社会主義の教義は共産党支配の合法性構築と維持にとって必要不可欠とされる。そのため、彼らは陳雲をはじめ党内の保守的なトップリーダーと緊密な関係を持ち、権力の資源を得ている構造になっている。同時に、彼らは手中のプロバガンダ系統の組織と資源に依拠し、陳雲や李先念などの保守派トップリーダーたちの文集を出版することによってその支持を得ていたなど、個人間の利益癒着も指摘されている。<sup>(18)</sup>

それゆえ、胡喬木の反論はつよい影響力を持ったものと想像できる。二月八日、胡績偉はこの発言をうけて胡喬木に手紙を書き、自分の発言は「党性と人民性が統一している」という趣旨であり、胡喬木の指摘した「党性が人民性に起源する、党性が人民性の集中的表現である」ではないと弁明したが、胡喬木はこれには反応しなかった。八二年二月二四日、胡績偉は持論を系統的に論じた論文（是党的報紙、也是人民的報紙——論党報的党性和



人民性的一致」を未定稿として胡喬木に提出した。胡績偉は『新華日報』（一九四七年一月一七日）においても、「『新華日報』は党性とその人民性が一致している」とする論説を掲載していたのを例にあげ、「党性は階級性と人民性から起源しており、人民性より優位にある」と議論を展開し、「階級分析の方法から離脱しており」、「人民性を強調することはすなわち『四つの基本原則』に反する」との批判をかわそうとした。

この手紙を出したあとに、胡績偉は約半世紀前の一九四五年二月二十九日に出版した『新華報人』第九期において、胡喬木の行った「人民的報紙」という報告の存在をある人から知らされた。「人民性」という言葉は、胡喬木によってこの報告において初めて使われたこと、また、胡喬木は「われわれが人民の声を新聞に反映させなければならぬ。それによって人民新聞の党性、すなわち人民性を強めるのである」と述べ、胡績偉と同じ主張をしていたことが分かった。<sup>(19)</sup>

八二年三月になってから漸く胡喬木は胡績偉に手紙を出した。<sup>(20)</sup> この手紙において、胡喬木は胡績偉の「党性は階級性と人民性から起源しており、人民性より優位にある」というテーゼから「階級性」という言葉を意図的に省略し、「党性は人民性から起源しており、人民性より優位にある」と言い換え、このテーゼが成立しがたいと批判を加え、胡績偉の議論を否定した。また胡喬木は、胡績偉のとりあげた『新華日報』論説は「絶対に今日の問題の理論的根拠にしてはならない」と断言した。その上、胡喬木は「人民は一つの歴史的範疇である。遠いこととは別にして、一〇年の内戦期、抗日戦争期、解放期、社会主義改造完成後の時期において、『人民』という概念がどの階級と階層を包括するかは異なっている。現在わが国の人民は主として労働者、農民と知識分子の三部分を指している（しかし、場合によって用法が統一していない、範囲も広かったり狭かったり、区分することは不可能だが分ける必要もない）。しかし、今日でさえ、人民は依然として階級で分けており、それに実際のところ依然として階級闘争が存在している（この問題についてはいまのところ論証は行われぬが、しかし幸いなことに、事実はず

で明らかにになっている」。もし階級闘争から離れて人民性を論じるなら、われわれが方向を失うであろう」と主張した。

胡喬木の議論は抽象的で分かりにくいのが、要は「人民性」を認めるといふことは、「人民」を均質のものとして認識し、階級の存在を認めないということになる。しかし、それでは、党は自らの必要に応じて「人民」を「敵」にすることができず、「人民」をコントロールできなくなってしまう可能性があると危惧するのである。これは前述した陳雲の論理と同様に、共産党が政権を掌握する前後における法や人民に対する立場の違いであり、政権掌握後の共産党支配を支える根幹的なスタンスであるといえる。それゆえ、胡喬木が「党性と人民性」をめぐる論争を政治化させる必然性はそこにあった。

八三年の「精神汚染キャンペーン」運動の中で、胡績偉は『人民日報』副編集長であった王若水とともにメディア界の批判対象とされた。胡喬木は一〇月二八日に書記処の委託をうけて中南海で会議をひらき正式に胡績偉の誤りを宣告し、つづいて、三〇日に『人民日報』社内においても引き続き胡績偉への批判を展開した。胡喬木は長編の講演を行い、胡績偉が党性と人民性の問題を提起したことは、「本質的に党を信任していないことの表れであり」、「党中央と歩調を合わせていない」ためであると指摘し、胡績偉の議論を政治化しようとした。<sup>(21)</sup>

### 三 「新聞法」制定の背景

このように党内においてメディアの法制化に反対し、党の指導の堅持を主張する保守勢力がつよいパワーを持っていた。それにもかかわらず、八四年一月に「新聞法」の制定が決定されたのである。八四年一月三日、イデオロギーの宣伝と統制を行う組織である中宣部新聞局は、宣伝部長鄧力群と政治局委員胡喬木に「新聞法」制定

を求める報告を提出した。「關於着手制定新聞法的請示報告」(以下、「請示報告」と題されたこの報告は、全人代表が機が熟したときに「中華人民共和國新聞法」の制定を求める提案を紹介し、「新聞法」の制定は十分に必要であり、以下の点において有益であると論じた。すなわち、社会主義民主および人民の言論と出版の自由の権利を發展させ、党と国家の新聞事業に対する指導と管理を強め、国際文化交流を促進することなどである。その上で、全人代教科文衛委員会が「新聞法」の制定を主宰し、委員会の副主任である胡績偉が責任をもち、人員を集め起草小組を組織することなどについて批准を求めた。一月一六日、胡喬木がこの報告に同意するとサインした。つづいて、一月一七日全人代常務委員長彭真も同意のサインをした。<sup>22)</sup>

筆者は「請示報告」について次の二点に注目した。第一に、「新聞法」の制定は「社会主義民主と人民の言論と出版の自由の権利を發展させる」のに有益であると強調されていること、第二に、制定は胡績偉が主宰することを提案されていることである。なぜなら、前者は、それまでの共産党によるメディアのコントロールから脱却し法治への転換を図り、憲法に定められている言論と出版の自由を具現化するという八〇年代の改革勢力の代表的な希望の一つであったためである。後者については、前述したように、八三年一〇月までに胡喬木と胡績偉の間において「党性と人民性」をめぐる論争のすえ、胡績偉が批判され『人民日報』から退社せざるを得なかったという経緯に鑑みれば、「新聞法」の制定を胡績偉が主宰するという提案は極めて興味深い政治的判断であった。その決定には次の要因が考えられる。

第一に、「新聞法」制定の背後に全人代の権威があったことである。胡喬木は後に「新聞法」の制定を動議した中宣部新聞局長であった鐘沛璋に訓示し、報道の自由、「出版法」、「新聞法」に言及して、「中央が本来考慮していなかった問題については、中央に解決を強要してはならない。これには機が熟しているかどうか、必要であるかどうかの問題が存在している」と述べた。<sup>23)</sup> 前述したように、「新聞法」の制定は全人代の代表と全国政協会

議の委員からの度重なる提案を受けて動き出したものである。この胡喬木の談話から、全人代の動議に対して党中央ひいては胡喬木のような保守勢力も「新聞法」の制定に同意せざるを得なかつた様子が見えがえる。

第二に、当時のメディア界の現状とその要求への対応である。後述するように、「新聞法」の制定において、民間メディアの創設を認めるかどうか最大の焦点となっていた。なぜなら、民間メディアの創設は、ある意味で中国のメディアに対して党のコントロールからの離脱を許容することを意味していた。共産党は政権を掌握した後、国民党支配時代の民間メディアを消滅させる形でメディアへのコントロールを図った。民間メディアに関して、個人による新聞社の経営、新聞と雑誌の出版が許されないのみならず、同人誌の存在すらも「違法」であった。

しかし、文革後に大量の新聞が発行され、省レベルで許可を受けた「内部刊行物」のほかに、新聞の発行は七八年の一八六紙から八五年の一七七六紙の約一〇倍に膨れ上がった。<sup>(24)</sup> その背景には、八〇年代に入り、国家からメディアへの財政支出が減少したために、メディアが従来の党のプロパガンダとしての役割を継続しながらも、一方で自立的な経営を行うことも余儀なくされた<sup>(25)</sup>ことがある。つまり、メディアは経済的に自力で運営することを余儀なくされたが、メディアの管理体制自体は依然として共産党宣伝部門のコントロール下であつて、手足が縛られる状況にあつた。また、八五年初めに行われた調査において「千七百紙ある新聞のなかで、四、五十紙は民間創設のものであつた。それゆえ、もはや民間創設のメディアを許すかどうかの問題ではなく、できるだけ早くに立法し、法律でもつてどのような条件下で民間メディアを創設していいのか、いかなる形での民間創設なのかを規定しなければならない。それゆえ、党委員会あるいは宣伝部が創刊の批准、禁止または停刊の命令を行うという、党と政府の不分離、党による政府の代行は今日においてはもはや適當ではない」として、党によるメディアへの指導ではなく、立法によるルール化が、求められた。<sup>(26)</sup>

第三に、胡耀邦が党内において権力を有していたことである。八三年に胡耀邦は趙紫陽と協力して胡喬木らが展開した「精神汚染キャンペーン」を二八日間で収束させた<sup>(27)</sup>。また、胡喬木は胡績偉の後任に据えた秦川が胡績偉に近い<sup>(28)</sup>ため、「精神汚染キャンペーン」のあとに『人民日報』の人事を据え変えようと画策し、中宣部から保守派の四人を『人民日報』に入れようと目論んだが、胡耀邦をはじめ幹部の人事を管轄する中央組織部副部長であった李銳らが反対した<sup>(28)</sup>。このように、党内における胡耀邦の勢力が保守勢力に対抗できるだけの権力を有していた。実際、「新聞法」の制定にかかわったアクターと組織からは、「新聞法」の制定が、胡耀邦の人脈と胡績偉の影響力によって支えられたプロジェクトであったことが分かる。

中宣部新聞局は、八三年一月二十八日に全人代法制委員会と胡績偉が副主任を務める全人代教科文衛委員会の責任者と討議し、その決定事項を報告として纏め、中共中央書記処に提出した。実は当時の中宣部新聞局長であった鐘沛璋は、五三年に胡耀邦によって抜擢され『中国青年報』に異動し、一〇年間胡耀邦のもとで働き、さらに胡耀邦が総書記であった八二年に中宣部新聞局長に抜擢された<sup>(29)</sup>。また、「新聞法」の制定において全責任を持つ胡績偉は「四人組」の打倒から「実践が真理を検証する唯一の基準」論争まで、『人民日報』の総編集長として理論とプロバガンダの両面において胡耀邦の権力掌握に協力してきた人物であった<sup>(30)</sup>。むしろ、「新聞法」の制定には胡績偉が適切な人選であった。当時、胡績偉は『人民日報』社長の座から退き、全人代で教科文衛委員会の副主任を務めメディア関連を分業で担当していたが、同時に全国新聞連合会（以下、連合会。前身是北京新聞学会、首都新聞学会）の会長でもあった。胡績偉自身も三七年にメディア部門に従事してから八三年まで半世紀近くにわたるキャリアを持つことについて、「中国のメディア事業に一生を捧げた」と自負している<sup>(31)</sup>。『人民日報』では三一年ものキャリアを持ち、七六年から八三年まで総編集長と社長をつとめた。この七年間において『人民日報』が初めて年間六三〇万部の発行部数を達成し、この実績は胡績偉のメディア界における権威を高めたもの

といえる。八三年に胡喬木との論争の末、『人民日報』から退いたものの、『人民日報』およびメディア界における影響力は依然として大きかった。

#### 四 「新聞法」制定に関するメディア界の主張

##### 1 意見表出の場とアクター

八〇年代の中国において、メディア界の意見表出は次の三つの場で行われた。

第一は、全人代という立法機関と全国政協会議という政策提案の場である。メディア界から選出された全人代の代表と全国政協会議の委員は、八〇年八月から九月、八三年六月と八五年四月の全人代と全国政協会議において一貫して「新聞法」の制定を求めた。<sup>(32)</sup>

第二は、八四年に制定が動議されて以降のメディア界の意見表出の場は、主として胡績偉の主宰によって各地で開催された座談会であった。胡績偉はメディア界における自らのキャリアと影響力を利用し、八四年一二月から八五年三月まで、上海、広州、成都と重慶の各地で、百名を超えるメディア界と法学界の人士を集めて座談会を開き、意見収集を行った。その際に、メディア界と法学界をわけて別々の座談会を開き、メディア界は人数が多いため、さらに管理職幹部と一般幹部にわけてできるだけさまざまな意見が聞けるように配慮したと胡績偉は回顧している。<sup>(33)</sup>

また胡績偉は、『人民日報』の香港駐在記者袁先祿や個人的に密接な関係を有していた当時の新華社香港分社長許家屯を通して、果敢にも当時まだ交流の少なかった香港メディア界との座談会を深圳で開いた。八五年一月二九日から二月一日の四日にわたる座談会では当初二〇人の参加予定であったが、最終的には香港から総勢二九

人が参加した。そのメンバーも胡績偉の要請に応じて、香港の異なる立場と考え方のメディア人が集まっていた。これらの座談会は香港で大きな反響を呼び、連日のように座談会の様子が伝えられ、香港の人々は大陸における政治体制改革に期待を膨らませている。<sup>(34)</sup>

第三は、胡績偉が会長を務め主導権を握るようになった連合会であった。「新聞法研究室」の設立を宣言したのも連合会の前身である首都新聞学会においてであった。中国のメディア界を統括する連合会において、「新聞法」について異なる意見も表出されたものの、その制定は「必ず実行しなければならず、客観的にその必要があり機も熟している」との見解が出された。<sup>(35)</sup> 八〇年の時点で連合会が発行する『新聞学会通訊』においてメディアに関する立法の議論を掲載し、メディア界における立法へのコンセンサス形成という役割を果たしていたといえる。<sup>(36)</sup>

「新聞法」制定の議論にかかわったのは、主として次のようなメディアに関連した機構内のアクターであった。多くは各新聞社の顧問、社長、編集長と記者であったが、彼らのなかで、連合会や全国新聞工作者協会（以下、記協）の顧問や副会長を務める者もいた。他には、大学のメディア関連学部の教員、全人代と地方の人代法制委員会、中宣部と一部地方の宣伝部と党委員会政策研究室からも参加者がいた。そのなかで積極的に議論を展開したのは、主として民国期において国民党支配地域で民間のメディアを支えた人達と、民国期において共産党支配地域あるいは国民党支配地域で共産党のためにメディアに携わった人々であった。前者は、徐鏄成、顧執中のように、共産党政権下で民間メディアが消滅させられた状況のなかで影響力を失っていたが、文革後に発言ができるようになった人々であった。後者は張友漁、胡績偉、馬達のように、共産党政権下でもメディア界を支えたが、しかし政治運動に翻弄されたがゆえに文革後に意識が変化しメディアの本来あるべき姿への回帰を目指す人々であった。総じて、年齢層の高い人たちが中心的な役割を果たしたといえる。

## 2 党によるメディアのコントロールをめぐる

「新聞法」の制定にあたって、まずは次のような問題に答えなければならなかった。すなわち、①「新聞法」と党委員会の関係をいかに処置するのか②メディアは党の事業であって、党が直接指導し、あらゆることにおいて党の指示と政策に従うのが正しいとすれば、「新聞法」の必要性はなにか③「新聞法」ができることとメディアは党委員会の指示に従うのか、それとも法に従うのか④「新聞法」制定の指導的な思想はなにか⑤社会主義新聞法と資本主義新聞法の区別はなにか、などである。<sup>37)</sup> そういった議論の核心は、つまるところ「新聞法」の制定によって、共産党によるメディアのコントロールがどうなるのかという問題であった。

そうした問いに対して次の反論が展開された。

第一に、党も法の支配を受けるといふ意味では「新聞法」の立法と党の指導は対立しないという主張である。つまり、「我々の法律は党と人民の意志の体现であり、法律は党が指導するもとで制定し、法律に責任を負うということはすなわち党と人民に責任を負うことであるという立場である。この立場は、そもそも一二全党大会で通過した党規約では「党は憲法と法律の範囲内で活動する」と規定されており、「党そのものが憲法と法律の範囲内で活動し、憲法と法律を厳守しなければならないという状況のなかで、党報および党の一切のメディアも憲法と法律を遵守しなくてよいのか、憲法と法律に対して責任を負わなくてよいのか」と「新聞法」の立法は党が憲法と法律に従うという党全体の方針に沿っていることを強調する。また、「新聞法」の制定は全人代の代表によって提案されたものであり、人民の意志を代表し、それが党中央に同意されたため党の意志でもある」と「新聞法」制定の正当性を主張する。<sup>38)</sup>

第二に、党の指導をうけるのは党報に限られるべきであるという主張である。張友漁（法学会会長）は「新聞



法』をつくる必要があると思う。何事も法律があつたほうがやりやすい。当然、党の新聞と雑誌は党の指示にしたがい、党に言われたとおりに宣伝すればよいので、『新聞法』がなくてもなんとかなる。しかし、党の機関紙のほかにも、工会（労働組合）、共産主義青年団、婦女連合会などが作っている新聞雑誌、それに民主諸党派のやっている新聞もある。このような状況から考えると、国家が『新聞法』をつくるメリットが二つある。一方で、メディアの自由を保障し、メディア従業者の正当な権利を保障する。他方で、憲法や法律に違反した言論を制限、制裁する」と述べている。<sup>(39)</sup>ここでは、張友漁は党の機関紙と従来党のコントロール下に置かれたメディアを区別し、「新聞法」が管理するのは党の機関紙以外のメディアであると考へ方であるといえる。

第三に、張友漁の議論より踏み込んだ形で、「新聞法」の制定は憲法で保障されているメディアの権利の具現化であり、党がもし自身の利益を持たなければそれに従うべきであるという考へ方も提起された。憲法で言論出版の自由が保障されているが、「現実的には報道しなければならないニュースがいろいろな理由で報道させてもらえない」という党のメディアに対するコントロールの現状が指摘され、「新聞法」は必ずこの問題を解決しなければならぬ」として、その制定は憲法条文の具体化であると明言されている。<sup>(40)</sup>同時に、「党は人民の利益以外に自らの利益をもつておらず、それゆえ党のメディアに対する政策や指示も、憲法と法律に合致させる必要がある、合致させることもできる」と指摘されている。<sup>(41)</sup>李淮傑（『広州日報』記者）は、『新聞法』はメディアを管理するものではなく、全国人民がこの法律と関係している。法律が一旦制定され全人代で通過すると、すべての人が遵守しなければならない。党と政府部門、政治局と書記処も含め、すべてがこの法律の範囲内で活動すべきである」と述べた。<sup>(42)</sup>

### 3 民間メディアの創設要求

民間メディアの創設が、「新聞法」制定に関する提案とその議論の場において提起された。この問題について、民間のメディアが存在する香港のメディア界が強い関心を寄せていた。ほぼすべての参加者がそれについて発言し、創設が許可されるべきであると主張した。<sup>(43)</sup>

大陸においても、八〇年の段階で早くも、蘇新（全国政協委員）が「四つの基本原則」と法律を遵守するという前提のもと、個人の書籍の出版、新聞雑誌の発行、印刷工場の経営などの権利を認めるべきである」と建議した。<sup>(44)</sup> また、連合会の議論において、張煥章（中国青年報）は「四つの基本原則」を堅持するという前提で、国家と共産党のみならず、民主諸党派や社団が申請し、批准をすれば新聞をつくることもできる。「官」がやっても、「民」がやってもよいことにすべき」と主張した。<sup>(45)</sup>

そして、数日にわたって開催された上海での座談会では、個人による新聞創設の要求が強いことが紹介され、民間メディアの創設について「新聞法」がいかに規定できるかが期待する声が挙がった。<sup>(46)</sup> 趙超構（『新民晚报』社長）は「『新聞法』の重要な条文のひとつはどんなアクターでも新聞を創設できるかという問題である」と述べ、「現在企業は外資を導入しているが、メディアも外資の導入ができるかどうか」という問題も視野にいれるべきであることを強調した。王中（復旦大学新聞学部教授）は「新聞を創設したい人がますます多くなるであろう。執政党だけが新聞を作っている、ほかは一切だめだというのはいけません。それは文明的なやり方ではない。一つの社会、一つの国家において、一部分の人民が十分に報道と出版の自由、言論の自由を有し、一部分の人民はこのような権利を有しないのは文明社会とはいえない。……もし人民大衆に新聞の創設を認めなければ、この『新聞法』は制定する意味はないであろう」と主張した。同時に、王中は「個人による新聞創設の要求は止められない動きであり、それを党の宣伝部門が抑えることは逆に矛盾が宣伝部に向けられ、結果的に党に向けられる」との見解を示した。

興味深いことに、座談会に参加した上海市宣伝部の幹部までがこの問題について言及していた。宋軍（市委宣伝部新聞出版処処長）は、「どうして同人誌や民間による新聞の創設はできないのか。現在我々が経済開放と改革を行っているが、なぜ文化事業、新聞出版事業にも緩やかにできないのか」と問いかけ、「新聞法」において民間メディアの創設に関する規定を設けるべきだと主張した。また、市委宣伝部新聞出版処副処長である柴之豪は「現在経済改革が大きく進展しており、個人が企業や研究所を作ることができるのに、なぜ新聞をつくることができないのだろうか。いま、新聞の創設認可を申請する個人もいるが、我々はひとつも許可できないでいる。今後このような要請が多くなるであろう。『新聞法』がこの方面の問題を解決できることを希望する」と述べた。

#### 4 メディアを管轄する政府機構の設立要求

後述するように、建国初期においてはメディアを管理する國務院所屬機関が存在していたが、それが五二年に廃止され、党の宣伝部門による一元的管理に統一された。そして、「新聞法」制定をめぐる議論のなかで、国家によるメディアの管理を求める意見が多くあった。それは党による一元的な管理を緩和させようとする動きであったといえよう。

徐中尼（上海新聞学会副会長）は、「『新聞法』が政府内でメディアを管理する機構の設立を規定する必要があるかどうか。これは党政分離の問題を踏まえて解決する必要がある。現在党の宣伝部門がメディア事業のすべてを管理しており、新聞の登記と許可から発行部数の決定、物資の供給、幹部の任命などにまで及んでいる。将来立法することが出来たならば、法を執行する機関が必要であろう。『新聞法』に國務院と省、市政府が新聞管理機構を設立し、その権限を規定する条文を書くべきかを議論しなければならない」と述べた。同様に、陸詒（上海記協顧問）は、党の宣伝部によるメディアの一元的管理は問題があるとした上で、党政分離が提唱されている

現在、メディア部門は例外になつてはならないと政府部門によるメディアの管理を求めた。そして、重慶市での座談会において、他の政府部門が党の部門である中宣部の権限を認めなかったという事例を明らかにし、政府部門によるメディアの管理を求めた。<sup>(4)</sup> 潘覚忠（重慶日報）は、「メディアは統一した機構の管理を非常に必要としている。たとえば、胡耀邦同志が中宣部を指導していたとき、中共中央九〇号文件でもって、新聞をよりよいものにするために新聞社の利潤を少なく納める、あるいは納めなくてよいことを許可したが、しかし、財政部の同志は、それは中宣部の文件であつて、財政部の文件ではないから執行できないと言つた。それゆえ、新聞社は必ず政府部門による管理が必要である」と述べている。趙龍凱（重慶市人代秘書長）もメディアが党の一元的管理体制下で、メディア界の抱えるさまざまな問題の解決が困難であるとして党政分離を考えるべきであると主張した。

## 五 「新聞法」制定の主導権をめぐる攻防

### 1 胡喬木と胡績偉の意見対立

胡績偉は『人民日報』と連合会の人脈を利用して、「新聞法」制定に着手した。まず、胡績偉は水面下で「新聞法」制定の研究者を集めた。彼は当時「新聞法」に関する論文を書いた数少ない中国社会科学院新聞研究所（以下、新聞所…現在は「新聞与伝播研究所」）の研究者孫旭培を「新聞法」の起草グループに入れようと考へた。八三年八月の時点で、彼は『人民日報』幹部処の処長を通して、孫旭培に声をかけて、全人代に来るように求めた。しかし、孫旭培は政治の世界に興味はなく、社会科学院に留まりたかつた。そのため、胡績偉はあるアイデアを着想した。それは全人代教科文衛委員会と社会科学院新聞所が共同で「新聞法研究室」を設立するという

ことであつた<sup>(48)</sup>。八四年五月一二日、首都新聞学会において「新聞法研究室」の成立が発表された。「新聞法研究室」の役割について、「研究以外に、適当な時に『新聞法』草案の起草工作も担う」と規定された<sup>(49)</sup>。

「新聞法研究室」は社会科学院新聞所の内部におかれた。胡績偉の部下で『人民日報』記者部の副主任であつた商恺は、八四年一月に新聞所長に着任したが、「新聞法研究室」主任を兼任し、副所長の孫旭培が同副主任になつた<sup>(50)</sup>。

「新聞法研究室」は八五年七月から「新聞法」の起草にとりかかり、七月一五日には第一稿を完成させていた。「新聞法」第一条において、「中華人民共和国憲法第二二条、第三五条と関連の条項に基づいて、報道の自由を保障するため、社会主義新聞事業を發展させるために本法を制定する」と定めた。また、民間によるメディアの創設については、「新聞、雑誌の創設は自然人も行うことができる」と全人代や各種の座談会での要求に応えた。この条項について、起草にかかわつた孫旭培は胡績偉に草案をみせたときに、胡績偉は厳しい顔をして、「これはおそらく通らない」と言つたが、孫旭培はとりあえず出してみようと言つた。憲法第三五条では「中華人民共和国公民が言論、出版、集会、結社、デモ、ストライキの自由を有する」と定めており、この条項は憲法に一致していると考えたからであると孫旭培は回顧している<sup>(51)</sup>。

胡績偉の懸念したとおり、胡喬木はその草案に不満を示した。「新聞法研究室」に対し中宣部を通して胡喬木の意見が伝えられた。その内容は、「『新聞法』は報道の内容、報道それ自身の状況を専門的に管轄するものだ」「法律の範囲を拡大してはならない、もし規定が細かすぎると、党はやりづらくなる」というのであつた<sup>(52)</sup>。

胡績偉の回顧によれば、胡績偉と胡喬木との間で幾度となく「新聞法」について議論をしていた<sup>(53)</sup>。両者の間で次の点において意見が対立したと胡績偉が述べている。

第一には、「新聞法」の制定の原則について、報道の自由を保護するのか、それとも党による新聞工作者（メ

ディアの従業者)への指導を強め、報道の自由を制限するのかわという問題であった。第二には、「新聞法」の位置づけについて、胡績偉は全国人民のため、全国人民が言論出版の自由を勝ち取るために制定するものであり、これを新聞工作者が遵守しなければならないし、メディアの指導機関と指導者も遵守しなければならないと主張していた。それに対し、胡喬木は新聞工作者の自律を強調し、「新聞法」ではなく、あくまでも党によるメディアと新聞工作者の管理を強めると強調した。第三には、民間によるメディアの創設を認めることについて、胡喬木が断固として反対していたことであった。第四には、胡績偉はいかなる形式の新聞検閲制度にも反対していたが、胡喬木は新聞の重要な原稿は当然党委の審査を受けなければならないと主張していたことであった。第五には、胡績偉は世論の党に対する監督機能を強調していたが、胡喬木は世論を監督すると強調する。第六に、胡喬木は党の指導のもとでの世論操作(導向)を強調するが、胡績偉は「世論一律」の世論操作に反対していたことであった。

そして、両者の意見がもつとも対立していた点は、胡喬木が「新聞法」の制定によって党の支配を弱めてはならないと主張するのに対し、胡績偉は「わが国のすべてにおいて党治から法治に移行し、執政党の一切の活動は憲法と法律の範囲内で進められるべきである」と強調するところにあつた。<sup>(54)</sup>

胡喬木は胡績偉に対して、「新聞法」の制定状況を随時「中央」に報告するように求めたが、胡績偉は胡喬木のいう「中央」は彼自身を指していると深く知っていたため、起草する段階になったら、自分の上級組織に報告するという約束をかわしていた。胡績偉のいう「上級組織」は全人代常務委員会を指していた。それについて、胡喬木は憤慨し「新聞法」の制定を自分のコントロール下に置こうと計画し、「根本的に胡績偉の『新聞法』制定の指導権、ひいては全人代の立法権を剝奪しようとした」<sup>(55)</sup>のであった。

## 2 「新聞法研究室」の存続をめぐる攻防

こうした対立を踏えて、胡喬木が「新聞法研究室」の改造に手を入れ始めたのは、「新聞法」第一稿が出された直後の八五年一月一月になってからであった。<sup>56)</sup>新聞所長商愷は新聞所の上級機関である中国社会科学院副院長趙複三により、中国社会科学院党組の決定として「新聞所は『新聞法研究室』を設立しない」と言い渡された。商愷が趙複三に確認したところ、それは胡喬木の指示であったことが明らかになった。商愷は中国社会科学院が全人代教科文衛委員会に打診せずに、一方的に「新聞法研究室」の廃止をしたのは不合理だと反論した。それを受けて、中国社会科学院は全人代教科文衛委員会に対して手紙を出し、「『新聞法』の制定は新聞研究所の研究の方向性と任務に合わないし、中国社会科学院の方針とも合わない」とする理由をつけた。商愷は再び趙複三に異議申し立てをしたが、趙はそれが胡喬木同志の指示であるとして、胡喬木に直接問い合わせるように言った。その結果、胡績偉は八六年一月一三日に直接胡喬木に対して手紙を出し、「新聞法」の制定は胡喬木自身と彭真の同意のもとで始めたことを述べ、中国社会科学院の決定を撤回するように促した。これに対して胡喬木は直接胡績偉に返答せず、自身の弁公室から中国社会科学院弁公室を通して、中宣部に解決を求めるよう新聞所に通告してきた。<sup>57)</sup>

四月一五日、胡績偉は中宣部長朱厚沢に手紙を出した。朱厚沢は胡耀邦によって貴州省から中宣部長に抜擢された幹部であり、在任中（八五年九月〜八七年二月）に「三寛方針」（寛厚、寛容、寛松）を唱え、党による文芸界と学術界へのコントロールを緩めるべきだと主張した人物であった。そのため、胡績偉らと立場的に近かったと思われる。四月一七日、孫旭培は商愷とともに、新聞局長鐘沛璋をたずね、事情を説明した。六月一九日、鐘沛璋は朱厚沢の指示をうけて、新聞所に電話をかけた。鐘沛璋は「『新聞法』のことはすでに決まっていることであるため、某老同志の鶴の一声でやめることになってはならない」と朱厚沢の意見を趙複三に伝えた。しかし、

趙複三は中宣部から正式な文書を出すように求めた。そのため、一月一五日に朱厚沢は「中央領導は最近再び『新聞法』の制定問題について言及しており、起草作業を行う研究室を取り消すのは妥当ではないように思う。研究と起草仕事を担う組織の健全化をはかり、積極的に起草工作に備えることを、趙複三同志に伝えるように」と口頭で指示した。それを受けて、鐘沛璋が再び趙複三に電話で決定を催促したが、趙は困ってしまい、最終的に商榷に自分で朱厚沢に相談してから決めるようにと伝えた。<sup>(58)</sup>

### 3 国務院新聞出版署の成立

八七年一月に胡耀邦が共産党総書記から解任され、失脚した。偶然にも同じ月に国務院新聞出版署（以下、新聞出版署：二〇〇一年以降「国家新聞出版総署」と名称が改められている）が成立した。

建国初期において、新聞と出版はそれぞれ党組織（中宣部など）のほかに政府機関としての新聞総署と出版総署が管轄していた。胡喬木が署長を務めた新聞総署は五二年二月に廃止され、新聞社の企業管理権限は出版総署のものになった。<sup>(59)</sup>しかし、五四年に出版総署が廃止されると、出版に関する業務は文化部の管轄に移行されたものの、新聞を管轄する政府機関は存在しなかった。<sup>(60)</sup>

八六年一〇月に国家出版局は文化部の所属から国務院直属の組織になったばかりであった。<sup>(61)</sup>一二月一八日に中共中央書記処会議において、国家出版局を廃止し国家新聞出版局を創設することが決定された。一九日、当時の国家出版局長であった宋木文は書記処からの電話通知をうけとり、新聞出版局の創設を託された。その際、宋木文は朱厚沢から書記処での決定経緯を伝えられた。その内容は、当時の情勢と学生運動の問題を討論した際に、政府によるメディアの管理強化を図らなければならないことが提起されたが、新しい機構を増やさないために国家出版局を拡大させることになった、ということであった。また、その主要な任務は新聞出版の管理、審査批准



と検査であると決定された。二月三一日に、宋木文が中央政治局常務委員の胡啓立に呼ばれ、機構調整と新聞出版管理の現実的な必要性について説明を受けた。胡啓立は「文芸創作は自由なものであり、強制的に命令してはならない。しかしプロパガンダという陣地は状況が異なっており、党が必ずしつかりと掌握していなければならず、強力な行政管理を行うのは必要である。もし宣伝陣地を手放せば、思想が混乱し、国家も乱れてしまう」と力説した。<sup>(62)</sup>

一月二一日に國務院が新聞出版署の成立通知を公布し、三月九日には中共中央が杜導正を新聞出版署党組書記兼署長に任命し、同時に、宋木文を党組副書記兼副署長に任命した。<sup>(63)</sup>この時点では、「新聞法」の制定は国家新聞出版署の役割ではなかった。しかし、同年五月頃に宋木文が香港で記者会見を行った際に「新聞法」制定を行うことを示唆した。宋木文は、「党政分離の原則にしたがい、党委宣伝部門が代行していた新聞事業と行政管理に関する業務を徐々に国家新聞出版署と各地の新聞出版局に移行する」と述べた。また、「法制建設」について、「国家が民主と法制建設を強める要求に基づいて、『出版法』と『新聞法』を起草する。『出版法』は基本的に送審稿が完成しており、國務院が審議したあと全人代常務委員会に報告する。『新聞法』に関しては、目下準備段階にあるとしか言えない。各方面の意見を聞き取りした上で、いかに起草するかを検討する」と発言した。<sup>(64)</sup>

前述したように、胡績偉が主宰した座談会においても、新聞出版部門を党の指導から国家による管理へと移行することを求める声が多くあった。八六年の学生運動の混乱をうけて、新聞出版の管理強化をはかる必要が差し迫っていたが、国家機構による新聞出版の管理は党政分離を推し進めてきた趙紫陽の改革と一致していた。しかし、胡喬木は新聞出版署の創立をきつかけとして、その役割を「新聞、出版の法律、法令と規定を起草」と定め、「新聞法研究室」ひいては全人代主導の起草権をすりかえようとした、と胡績偉は指摘する。<sup>(65)</sup>新聞出版署の成立によって、全人代教科文衛委員会は新聞立法法の起草を担わなくなったため、新聞研究所と合同で設立した「新聞

法研究室」による立法の使命もなくなった。

#### 4 三つの「新聞法」草案と趙紫陽のメディア改革

国家新聞出版署長に任命されたのは「光明日報」の杜導正であり、副署長で「新聞法」の制定を主宰したのも「光明日報」から異動してきた王強華であった。新たに組織される国家新聞出版署の人事が胡耀邦の影響を受ける。「人民日報」からではなく、「光明日報」から抜擢されたことは、党内において何らかの政治力学が働いたものと推測されよう。趙紫陽が広東省党委員会第二書記として在任していた五〇年代に、新華社広東支社長であった杜導正は「趙紫陽の指導下で仕事をしていた」と回顧している<sup>(66)</sup>。また、杜導正は軟禁中の趙紫陽の録音を行った人物としても知られており、趙紫陽とは公私にわたって緊密な関係にあったものといえる。

八七年六月三〇日、「新聞法研究室」は新聞出版署が全人代常務委員会に提出した『中華人民共和国新聞出版法（送审稿）』について座談会を開いた。<sup>(67)</sup>『中華人民共和国新聞出版法（送审稿）』は本来「メディアと出版」の両方に関わる法律であるはずが、出版に関する管理に重点がおかれ、旧来の『出版法』を修正したものにすぎず、メディアの活動に関連する内容が検討されなかったと指摘された<sup>(68)</sup>。その草案は全人代常務委員会でも二回議論されたが、権利を規定せず責任義務を定めただけでは、従来の出版管理条例とは変わらなないと却下されたのである<sup>(69)</sup>。八八年一月に新聞出版署が「新聞法」起草小組を成立させ、九つの機構から人員が派遣された<sup>(70)</sup>。六月に「新聞法」初稿を提出し、七月には政治局常務委員会に報告を行い、一二月二九日王強華が主宰する「新聞法」起草小組会議が開かれた<sup>(71)</sup>。八九年一月に新聞出版署は「出版法」と「新聞法」の草案を提出した。

こうした動きは趙紫陽が進める政治体制改革の影響を受けていたものと思われる。八七年秋一三全党大会報告において「新聞法」の制定が明記され、一二月から中南海で中央宣伝小組と政治体制改革弁公室の名義で四回に

わたって北京の主要なメディアの責任者を対象に座談会が開かれた。<sup>(72)</sup> 八八年始めの政治改革の目玉のひとつにメディア改革が据えられ、趙紫陽はその改革方針を「活性化させなければならぬが、乱れてはならない」と主張した。<sup>(73)</sup> 趙紫陽の右腕であった鮑彤がこの方針にしたがって、「メディア改革はゆっくり起動し、局部的に限られたところから押さえていくが、それは地についての確実な努力でなければならぬ」との見解を示した。<sup>(74)</sup> 具体的に、「新聞もふたつの大きな部類に分けて、一部分は党の新聞、もう一部分は法律と行政の監督のみを受ける」と述べ、まずは一部分のメディアを党によるコントロールから離脱させるといふ漸進的な考え方を示した。<sup>(75)</sup> 同時に、鮑彤がメディア改革のもっとも重要なことは法律の制定であり、現在新聞出版署が力を入れてやっているが、メディア改革の展開はこのような法律の整備を待たなければならぬとの認識を持っていた。「新聞法」の制定に趙紫陽をはじめ、彼の率いる政治体制改革の立案グループが積極的にかかわっていたことがうかがえる。同時に、八八年三月に党内保守勢力の理論的な陣地の一つであった『紅旗』が改組され、中央党校の管轄下におかれ、『求是』として再出発したことも、趙紫陽グループの影響力が発揮された表れであったといえる。

一方、王強華の指示にしたがって、上海でも「新聞法」制定の「影の内閣」がつくられた。<sup>(76)</sup> 八八年二月にスタートした上海の起草小組は上海市宣伝部副部長龔心瀚が組長で、復旦大学新聞学部と上海社会科学院新聞研究所が協力した。

上海起草小組に参加した魏永征は、上海の提出した「新聞法」の送審稿、国家新聞出版署の送審稿と「新聞法研究室」の第三稿を並列して論じており、上海起草小組の立法正当性を主張しているように思われる。<sup>(77)</sup> 孫旭培は上海起草小組について、「当時新聞出版署の計画は、一時的に全国的な新聞出版法が制定できない場合、まずは地方法規の形式で『新聞法』を実施し、徐々に全国に広め、最終的に全国的な『新聞法』をつくる。上海が起草を担ったのはそのためである」と記している。<sup>(78)</sup> また、孫旭培は八九年一月に新聞出版署が出した「新聞法」と

「出版法」という二つの草案と、「新聞法研究室」の「中華人民共和国新聞法」第三稿を合わせて、「新聞法」の三つの草案としている。<sup>(79)</sup>しかし、上海での「新聞法」制定は王強華の指示により八八年二月に始まった事実を鑑みれば、三つの「新聞法」草案は、「新聞法研究室」の「中華人民共和国新聞法」、新聞出版署と上海方面の「新聞法」であると考えるのが妥当であろう。

この三つの草案は「新聞法研究室」の起草したものだけが全文内部資料として公表されているが、その他の二つは公開されていないため、内容の比較は困難である。<sup>(80)</sup>魏永征は王強華の言葉を引用し、個人によるメディアの創設を認めるかどうかは三つの草案の最大の違いであるとした上で、「新聞法研究室」の草案のみがそれを認めていることを明らかにしている。<sup>(81)</sup>

上海の起草作業にかかわった俞松年は報道の自由に関する考えと条文について、上海案と「新聞法研究室」案とは基本的に同じ意見を有すると述べている。<sup>(82)</sup>魏永征は三つの草案が「報道の自由を基本的な指導思想とし、報道の自由について基本的に同じ定義を下し、三〇年来のメディア体制を打破した」と述べている。<sup>(83)</sup>

メディア改革を慎重に推し進める趙紫陽グループは、民間によるメディアの創設について、「新聞法」に盛り込むことはなかったものの柔軟に対応していた。趙紫陽自身も、「国家の出版と世論に対する管理は、大衆の党と社会への不満を扇動すること、暴力の扇動と風紀を乱すものについてははっきり管理すべきであるが、それ以外については開放的であるべき」との立場を示していた。<sup>(84)</sup>たとえば、当時陝西省の七四歳の老教授が天則出版社をつくりたいとの要請を国家新聞出版署に提出したことについて、趙紫陽は「自然科学に関して知名度の高い学者が責任をもってやるなら、実験してもよい」と指示したと署長杜導正が座談会で明らかにしている。<sup>(85)</sup>また、呉国光は鮑彤が「私人が新聞を作れなければ、本当の報道の自由は不可能だ」と自分に語ったと回顧している。<sup>(86)</sup>

そして、胡績偉の回顧によれば、八九年春に趙紫陽に呼ばれ、半日かけてそれまで進めてきた「新聞法」の制

図1 メディアと党の関係

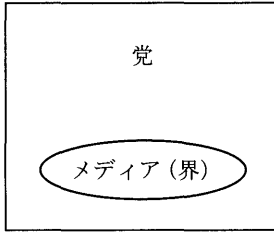
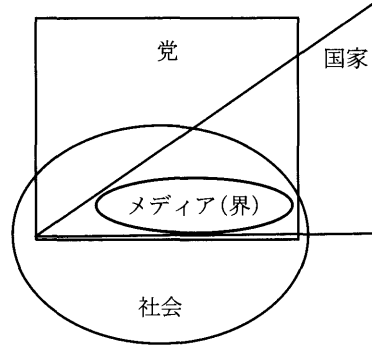


図2 メディアと「党—国家—社会」の関係



中国における八〇年代は、文革の混乱を経て「党—国家—社会」関係の再構築をめぐって改革勢力と保守勢力が激しく拮抗した時代であった。党のコントロール下に置かれてきたメディア界は、国家立法機関である全人代で「新聞法」の制定を動議した。「新聞法」の制定は、メディアが党との関係の見直しを迫るのみならず、国家、社会との間にも関係の再構築を促した。それは〈図1…メディアと党の関係〉から〈図2…メディアと「党—国家—社会」の関係〉に示した再構築である。

定過程や論争について話した。この会談をきっかけに、中国社会科学院も全人代教科文衛委員会も「新聞法研究室」は「新聞法」の起草活動をしてはならないと言わなくなったが、それは趙紫陽が関連部門に声をかけてくれたためであると、胡績偉は述べている<sup>(87)</sup>。しかし、その直後に天安門事件によって趙紫陽は失脚した。胡績偉も学生運動に加担したとして全人代教科文衛委員会副主任の職務を罷免され、「新聞法」の制定にかかわってきた連合会が解散させられ、中国社会科学院新聞所も改組され、「新聞法研究室」が新聞理論室に合併された<sup>(88)</sup>。このようにして天安門事件の影響を受け、三つの「新聞法」の制定はともに棚上げされたのであった。

六 おわりに

第一に、「新聞法」の制定はメディアの党による一元的なコントロールからの自律を意味した。すなわち、党はそれ自身の利益を持っておらず、また党は憲法と法律の範囲内で活動すべきとする党章の規定に従えば、党報をふくむすべてのメディアが党のコントロールではなく新たに制定される「新聞法」に従うことになる。メディアからの党の全面的撤退という主張に対して、メディアを党報と非党報に分け、党がコントロールできるのは党報に限るとする段階的な改革論もあった。

第二に、民間（「社会」、個人）によるメディアの創設は憲法で保障されている言論出版の自由の具体化であった。そのため「新聞法」がそれを認めるかどうか最大の焦点になった。なぜなら民間にメディアの創設を認めることは党との関係に変化をもたらさうからである。民間メディアの創設によってメディアが党からの実質的な自律をはかり、それ自身も「社会」の一部となる。同時に、民間がメディアを持つことは、「社会」という領域が広くなり、従来党が占拠していた領域の「社会」への返還を意味する。

第三に、「国務院新聞出版署」の設立は、当時の党政分離政策の一環であったが、それ以上に、党はメディアを掌握するために自身のコントロールに加え、強力な行政管理を図ろうとした。それは「新聞法」制定過程でメディアの国家（政府機構）による管理を通して、党のコントロールを相対化させるという指向とは逆行するものであったといえる。結果的に党の一元的コントロールから党と国家の二重管理へと関係が再構築されることになった。それによって党のメディアへの影響力が弱められたか、またそうした二重管理がその後のメディアにいかなるインパクトを与えたかは今後の研究課題のひとつである。

「新聞法」の制定をめぐる、胡喬木に代表される保守勢力と胡績偉を代表とするメディア界の改革勢力のせめぎあいが行われた結果、漸進的な改革を目指す趙紫陽らが主導権を掌握することになった。こうした勢力間のせめぎあいは八〇年代における中国政治のダイナミズムを感じさせるものであった。胡績偉の目指した改革は、法

制化への反対と「社会」「人民」の敵視という党の「利益」を守ることを重視する保守勢力が許容できるものではなかった。改革勢力は保守勢力との間でのイデオロギー論争と権限争いに大きなエネルギーを費やしたが、趙紫陽らは胡績偉の目指した改革に傾斜しつつも局部的、限定された改革に着手していた。

結果として、こうした「新聞法」の制定は天安門事件という突発的な激しい変動によって挫折した。今日に至るまで、「新聞法」制定の過程において問題視されたメディアと「党—国家—社会」の関係は依然として存在している。今日中国社会におけるインターネット空間の拡大やメディアの多様化が進行しており、このような動きはメディアと社会の関係を強める一方、再びメディアと「党」、「国家」との関係の再構築を迫るであろう。中国における改革、とりわけ党の利益を国家または社会へと移譲させるような改革は、イデオロギーと組織の両面において漸進的なステップを踏むことが賢明であり、改革勢力の力を温存させるのに有効であると考えられる。

〔付記〕この研究は慶應義塾大学学事振興資金の援助を受けた。ここに記して感謝の意を表したい。

(1) 中国におけるメディアと国家—社会の関係についての研究が欠如していることは、次の論文においても指摘されている。すなわち、「いままで、メディアを国家—社会関係という枠組みのなかで分析しておらず、メディアが他の社会組織、社会エリートとともに中国の公共領域をいかに構築したかについての研究はほとんど行われてこなかった」という指摘である。夏情芳、黄月琴「公共領域、理論与中国伝媒研究的検討—探尋一種国家与社会関係視角下的伝媒研究途径」『新聞与伝媒研究』二〇〇八年五月号。

(2) 一九九八年に全国人民代表大会常務委員長であった李鵬がドイツの記者に対して制定を示唆したものの、その後進展はまったく見られない。「付録 李鵬委員長就中国人民代表大会制度、民主与法制建設等問題答德国『商報』記者問」『立法与監督——李鵬人大日記』下、九〇八ページ、新華出版社、中国民主法制出版社、二〇〇六年。

- (3) 牛静「論新聞自由権的具体化——対『中華人民共和国新聞法草案（送审稿）』的研究と建議」（博士論文）、二〇〇八年五月。また、「新聞法」制定の大まかな流れについては胡績偉による次の文章が詳しい。「制定新聞法の艰辛」『胡績偉自述（一九八三年—二〇〇五年）』第四卷、九七—一〇〇ページ、卓越文化出版社、二〇〇六年。「制定我国第一部新聞法の艰辛与厄運（二〇〇一年八月）」狄沙主編『胡績偉自選集 我与胡喬木の二〇年論弁』第一卷、三三—六〇—四〇五ページ、卓越文化出版社、二〇〇六年。胡績偉は「新聞法」提起時の中央宣伝部長を朱厚沢としているが、朱厚沢が着任したのは八五年七月であったため、その前任である鄧力群（八二年四月から八五年七月在任）の誤りであると思われる。
- (4) 楊繼繩著『中国改革時代の政治闘争』二五〇ページ、Excellent Culture Press、二〇〇四年。当時中共中央党校で胡耀邦をサポートしていた阮銘も、同じ主旨のことをメモしていた。阮銘著『鄧小平帝國』、一〇五—一〇六ページ、台北時報文化出版企業有限公司、一九九二年。
- (5) 「致胡耀邦 一九八〇年九月二四日」『胡喬木書信集』二八七—二八九ページ、人民出版社、二〇〇二年。
- (6) 鄧力群著『鄧力群自述——二個春秋（一九七五—一九八七）』一七九ページ、大風出版社、二〇〇六年。
- (7) 蕭冬連著『中華人民共和国史・歴史の軌跡——從抜乱反正到改革開放（第一〇卷、一九七九—一九八一）』四〇九ページ、香港中文大學、出版社、二〇〇八年。
- (8) 「貫徹調整方針 保証安定團結 一九八〇年二月二五日」『鄧小平文選 一九七五—一九八二』三三三—三三三ページ、一九八三年。
- (9) 「致鄧小平、陳雲並胡耀邦、彭真 一九八一年一月二四日」、前掲、『胡喬木書信集』、三一—九ページ。この中共中央書記処会議はいつ行われたかは不明であるが、中央工作会議での鄧小平講話から胡喬木の手紙の間に行われたものと思われる。中共中央書記処で「結社法」と「出版法」の制定を行うと提起された事実は、鄧力群の著書にも明らかにされている。前掲、鄧力群著『鄧力群自述——二個春秋（一九七五—一九八七）』一八〇ページ。
- (10) 同右、「致鄧小平、陳雲並胡耀邦、彭真 一九八一年一月二四日」、前掲、『胡喬木書信集』、三二—〇ページ。
- (11) 前掲、鄧力群著『鄧力群自述——二個春秋（一九七五—一九八七）』一八〇ページ。
- (12) 鄧力群『国史講談録』未刊書、一九九八年五月二五日。出所、前掲、蕭冬連著『歴史の軌跡——從抜乱反正到改



- 革開放（一九七九～一九八二）四〇九ページ。また、鄧力群は自著において、陳雲の発言は鄧力群と胡喬木に伝えたと記している。前掲、鄧力群著『鄧力群自述——二個春秋（一九七五～一九八七）』一八〇ページ。
- (13) 譚宗級、葉心瑜主編『中華人民共和國実録』第四卷、上冊、四〇二ページ、吉林人民出版社、一九九四年。
- (14) 同右、譚宗級、葉心瑜主編『中華人民共和國実録』第四卷、上冊、四〇八ページ。
- (15) 前掲、楊繼繩著『中国改革時代の政治闘争』二六九ページ。
- (16) 胡績偉著『從華国鋒下台到胡耀邦下台』一九九～二〇一ページ、明鏡出版社、一九九八年。
- (17) 前掲、狄沙主編『胡績偉自選集 我与胡喬木的一〇年論弁』第一卷、四ページ。
- (18) 趙紫陽著『改革歷程』二〇九ページ、新世紀出版社、二〇〇九年。
- (19) 「檢討和勉勵——讀者意見總結」『新華日報』一九四七年一月一七日。この論文は「編輯部」という署名であったが、後に当時の『新華日報』総編集長であった熊復が執筆者であることを公表し、「人民性」という言葉を初めて使ったのは自分であると強調した。前掲、胡績偉著『從華国鋒下台到胡耀邦下台』二二〇ページ。ちなみに熊復は後に『紅旗』の総編集長も務めた人物であった。
- (20) この手紙の日付は、胡績偉の著書『從華国鋒下台到胡耀邦下台』二二二ページにおいて、「一九八一年三月二六日」としているが、『胡喬木書信集』（四一三ページ「致胡績偉」）では、「一九八一年三月一日」になっている。この手紙について触れている楊繼繩の著書『中国改革年代的政治闘争』（二七〇ページ）も「三月二六日」となっている。
- (21) 王若水著『胡耀邦下台的背景——人道主義在中国的命運』一七〇～一八三ページ、明鏡出版社、一九九七年。または、前掲、胡績偉著『從華国鋒下台到胡耀邦下台』二四四～二六四ページ。
- (22) 「關於着手制定新聞法的請示報告 中宣部新聞局 一九八四年一月三日」新聞法研究室編『新聞法通訊』（内部刊行物）第一期（総第一期）、四～五ページ、一九八四年八月一〇日。当時の新聞局長鐘沛璋がこの報告を起草したと回顧している。鐘沛璋『政治文明与新聞立法』『領導文萃』二〇〇三年、第二二期。
- (23) 「談新聞工作的改革（一九八五年一月二三日与中宣部新聞局同志的談話）」『胡喬木文集』第三卷、一九三～一九八ページ、人民出版社、一九九四年。または、『胡喬木伝』編写組編『胡喬木談新聞出版』、三七四～三八〇ページ、

人民出版社、一九九九年。

(24) 魏永征「伝媒法制建設三〇年」陳婉莹、錢鋼主編『中国伝媒風雲録』二一三ページ、天地圖書有限公司、二〇〇八年。

(25) 丁淦林主編『中国新聞事業史』三六八～三六九ページ、高等教育出版社、二〇〇七年。

(26) 狄沙主編『胡績偉自選集 論社会主義民主』第五卷、二九八ページ、卓越文化出版社、二〇〇六年。

(27) 李銳「耀邦去世前的談話」『懷念耀邦』第四集、二九七ページ、亜太國際出版有限公司、二〇〇一年。

(28) 「一月七日、習仲勲のところでの話をした。同席した喬石、宋任窮、陳野蘋（当時の組織部長）も胡喬木らの人事に反対した。一月一九日、中央書記処会議において『人民日報』の人事について討議された際に、胡耀邦と李銳が強く反対し、それには同席していた鄧力群もなにも発言できなかった」と李銳が回顧している。同右、李銳「耀邦去世前的談話」『懷念耀邦』第四集、二八二～二八三ページ。

(29) 李銳、胡績偉、謝韬等著、張博樹主編『胡耀邦与中国政治改革——十二位老共產党人の反思』八〇～八二ページ、晨鐘書局、二〇〇九年。

(30) 胡績偉「胡耀邦与人民日報——為胡耀邦同志逝世十周年而作（一九九九年一月）」、狄沙主編『胡績偉自選集 報人生涯五十年』第三卷、二八四～三八八ページ、卓越文化出版社、二〇〇三年。

(31) 前掲、狄沙主編『胡績偉自選集 我与胡喬木的一〇年論弁』第一卷、一ページ。延安時代において、胡績偉は『辺区群衆報』を一〇年にわたって編集していた。「弁一張群衆喜聞樂見的報紙」『胡績偉自述（一九一六年～一九五二年）』第一卷、二二五ページ、卓越文化出版社、二〇〇六年。または、「弁一張人民群衆喜聞樂見的報紙——回憶在延安編輯『辺区群衆報』的日子 一九八四年七月」、前掲、狄沙主編『胡績偉自選集 報人生涯五〇年』第三卷、八七～一〇三ページ。

(32) 「在五届人大和五届政協三次會議的分組会上、部分代表、委員有關新聞立法的發言」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』（内部刊行物）第一期（総第一期）、六ページ。または、「在六届人大和六届政協二次會議分組會議上、部分代表和委員有關新聞立法的發言」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』（内部刊行物）第一期（総第一期）、七ページ。「在六届人大一次會議上、黑龍江和湖北代表關於迅速制定新聞法的書面建議」、前掲、新聞法研究室編『新聞法

- 通訊」(内部刊行物) 第一期(総第一期)、五ページ。「顧執中等委員在政協六屆三次會議上提出新聞立法工作要抓緊」新聞法研究室編『新聞法通訊』第三期(総七期)、一九八五年五月五日。
- (33) 「胡績偉自述(一九八三年～二〇〇五年)」第四卷、一〇〇～一〇一ページ、卓越文化出版社、二〇〇六年。
- (34) 袁先祿「胡績偉在深圳約見香港報人徵求对我國新聞立法的意見」、李祖興整理「香港新聞界人士座談會新聞立法發言摘要」、「香港報刊对我國新聞立法的報道和評論」。新聞法研究室編『新聞法通訊』第四期(総八期)、一九八五年六月五日。
- (35) 前掲、「首都新聞学会討論開展新聞法的研究 新聞法研究室同時宣布成立」、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物) 第一期(総第一期)、一一ページ。または、符雨章「新聞法刍議」新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第二期(総第二期)、二〇九ページ、一九八四年九月二十五日。「要讓更多的人關注和參與新聞立法 首都新聞学会召開新聞法討論會」、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第四期(総四期)、五〇六ページ、一九八四年二月三十一日。
- (36) 「近年來報刊上有關新聞法的言論摘要」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物) 第一期(総第一期)、八〇九ページ。『新聞学会通訊』で掲載された論文の要約が紹介されている。
- (37) 前掲、符雨章「新聞法刍議」新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第二期(総第二期)、二〇九ページ。
- (38) 同右、符雨章「新聞法刍議」新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第二期(総第二期)、二〇九ページ。
- (39) 「近年來報刊上有關新聞法的言論摘要」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第一期(総第一期)、八〇一〇ページ。または、「談新聞立法 一九八五年九月二日」張友漁文選「下、四七二～四七五ページ、法律出版社、一九九七年。
- (40) 「新聞立法座談會發言摘要」中国社会科学院新聞所、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第一期(総五期)、七ページ、一九八五年三月五日。
- (41) 孫旭培「大家都來關心新聞立法」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第二期(総第二期)、一〇～一二ページ。
- (42) 「廣州新聞立法座談會發言摘要」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第三期(総七期)、八ページ。

1ジ。

- (43) 「香港新聞界人士座談新聞立法發言摘要」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第四期(総八期)、三〇二ページ。
- (44) 「在五届人大和五届政協三次會議的分組会上、部分代表、委員有関新聞立法的發言」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物) 第一期(総第一期)、六ページ。または、「在六届人大和六届政協二次會議分組會議上、部分代表和委員有関新聞立法的發言」、同右、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物) 第一期(総第一期)、七ページ。「在六届人大一次會議上、黑龍江和湖北代表關於迅速制定新聞法的書面建議」、同右、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物) 第一期(総第一期)、五ページ。
- (45) 「中国青年報」張煥章の文章「願新聞法早日誕生」出所、「近年來報刊上有関新聞法的言論摘要」、同右、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第一期(総第一期)、九ページ。
- (46) 「新聞立法座談會發言摘要」前掲、中国社会科学院新聞所、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第一期(総五期)、七〇二二ページ。
- (47) 「重慶新聞立法座談會發言摘要」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物)、第三期(総七期)、一九二四—二四ページ。
- (48) 筆者による孫旭培へのインタビュー(二〇一〇年八月三日、北京)。胡續偉は一九八四年五月二二日に開かれた首都新聞学会理事會において新聞法研究會の成立を公開したと記しているが、その経緯については言及していない。前掲、『胡續偉自述(一九八三年—二〇〇五年)』第四卷、九八ページ。
- (49) 「首都新聞学会討論開展新聞法的研究 新聞法研究會同時宣布成立」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』(内部刊行物) 第一期(総第一期)、一一ページ。
- (50) 前掲、『胡續偉自述(一九八三年—二〇〇五年)』第四卷、九八ページ。
- (51) 前掲、筆者による孫旭培へのインタビュー(二〇一〇年八月三日、北京)。
- (52) 同右、筆者による孫旭培へのインタビュー(二〇一〇年八月三日、北京)。
- (53) 前掲、『胡續偉自述(一九八三年—二〇〇五年)』第四卷、一〇四—一〇五ページ。

- (54) 同右、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇三ページ。
- (55) 同右、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇五ページ。
- (56) 胡績偉はその経緯を詳しく記している。同右、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇七ページ。
- (57) 同右、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇六ページ。胡喬木への手紙の全文が掲載されている。
- (58) 前掲、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇七ページ。または、前掲、鐘沛璋「政治文明与新聞立法」『領導文萃』二〇〇三年、第二期。
- (59) 魏玉山著『中国出版通史（九） 中華人民共和国卷』三〇ページ、中国書籍出版社、二〇〇八年。
- (60) 「關於新聞出版署的成立和当前工作」宋木文著『宋木文出版文集』七八七ページ、中国書籍出版社、一九九六年。
- (61) 前掲、魏玉山著『中国出版通史（九） 中華人民共和国卷』七ページ、三一ページ。
- (62) 前掲、「關於新聞出版署的成立和当前工作」宋木文著『宋木文出版文集』七八一～七八二ページ。
- (63) 同右、「關於新聞出版署的成立和当前工作」宋木文著『宋木文出版文集』七八二ページ。
- (64) 同右、「關於新聞出版署的成立和当前工作」宋木文著『宋木文出版文集』七八六～七八九ページ。
- (65) 前掲、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇七ページ。
- (66) 杜導正著『杜導正日記——趙紫陽还说了什么？』三五〇ページ、天地圖書有限公司、二〇一〇年。
- (67) 「对『新聞出版法（送審稿）』的幾点意見」、前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』増刊、一九八七年一月二〇日。
- (68) 前掲、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一〇八ページ。
- (69) 前掲、筆者による孫旭培へのインタビュー（二〇一〇年八月三日、北京）。
- (70) 前掲、魏永征著『新聞法新論』、二六四ページ。
- (71) 「新聞法起草要、加快進度、擴大討論」、『中国廣播電視學刊』、一九八九年三月号。
- (72) 吳国光著『趙紫陽与政治改革』五〇一ページ、遠景叢書、一九九七年。
- (73) 同右、吳国光著『趙紫陽与政治改革』五〇一ページ。

- (74) 同右、吳国光著『趙紫陽与政治改革』五一〇ページ。
- (75) 同右、吳国光著『趙紫陽与政治改革』五一〇ページ。
- (76) 前掲、魏永征「伝媒法制建設三〇年」陳婉莹、錢鋼主編『中国伝媒風雲録』二二一ページ。ここで、魏永征が上海方面で「新聞法」の制定を指示したのは王強華であったことを初めて明らかにした。それまで魏永征自身も含め、関係者の記述では「ある中央の領導（指導者）」としていた。魏永征は王強華が指示した背景について言及していないが、孫旭培は王強華が北京での胡喬木と胡績偉の軋轢を配慮し、上海でも作らせたのではと述べている。しかし、孫旭培はその時にできたのは「上海市關於新聞工作的若干規定」としたのに対して、魏永征は「上海市關於新聞工作的若干規定」が一九八六年にできたもので、「新聞法」とは関係ないものと説明している。孫旭培「新聞立法の挑戦与障害」、陳婉莹、錢鋼主編『中国伝媒風雲録』一九一ページ。前掲、魏永征著『新聞法新論』二六四ページ。
- (77) 魏永征「中国媒介管理法制的体系化——回顧媒介法制建設三〇年」『國際新聞界』二〇〇八年一月。
- (78) 孫旭培「在通向新聞法治的路上徘徊」『新聞學論集』第二輯。
- (79) 同右、孫旭培「在通向新聞法治的路上徘徊」『新聞學論集』第二輯。
- (80) 新聞研究室の起草した『中華人民共和國新聞法（草案）』は次の文献において掲載されている。前掲、新聞法研究室編『新聞法通訊』総第二期、一九八八年四月一日。または、前掲、狄沙主編『胡績偉自選集 我与胡喬木的一〇年論弁』第一卷、四〇六—四二六ページ。国家新聞出版署と上海方面が出したのは送審稿であったために、公開されていない。上海方面の送審稿に関して、起草作業に参加した俞松年によって断片的に紹介されている。俞松年「怎樣看待新聞立法？——關於我国立法法的討論綜述」、中国社会科学院新聞研究所、中国新聞学会聯合会編『中国新聞年鑑（一九八九）』一〇五—一〇八ページ、中国社会科学出版社、一九九〇年。
- (81) 前掲、魏永征著『新聞法新論』、二六八ページ。または、前掲、魏永征「中国媒介管理法制的体系化——回顧媒介法制建設三〇年」『國際新聞界』二〇〇八年一月。
- (82) 前掲、俞松年「怎樣看待新聞立法？——關於我国立法法的討論綜述」、中国社会科学院新聞研究所、中国新聞学会聯合会編『中国新聞年鑑（一九八九）』一〇五ページ。
- (83) 前掲、魏永征「伝媒法制建設三〇年」陳婉莹、錢鋼主編『中国伝媒風雲録』二二二ページ。

- (84) 「付録二…趙紫陽同志談国家对媒体管理应開放」、前掲、杜導正著『杜導正日記——趙紫陽还說了什么？』三三五ページ。
- (85) 前掲、吳国光著『趙紫陽与政治改革』五〇四ページ。
- (86) 同右、吳国光著『趙紫陽与政治改革』五一〇ページ。
- (87) 前掲、狄沙主編『胡績偉自選集 我与胡喬木的一〇年論弁』第一卷、三九九ページ。
- (88) 前掲、『胡績偉自述（一九八三年～二〇〇五年）』第四卷、一一〇ページ。